

1 処分年月日	令和6年3月11日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	アイドル不動産
(2) 代表者	代表者 村田 敬三
(3) 主たる事務所の所在地	茨城県鉾田市鉾田2491番地1
(4) 免許番号	茨城県知事(8)4708
(5) 免許年月日	令和3年12月18日
3 処分の内容	宅地建物取引業法(以下「法」という。)第65条第2項の規定による業務の全部停止30日間(令和6年3月29日~同年4月27日)
4 処分理由	当該事業者は、2件の売買契約の媒介に関して受けることのできる報酬の額を超える額となる報酬を受けた。 このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。